

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同法第十八条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所 在	面積（㎡）
農事組合法人下川西	庄原市川西町一九 一九番地	庄原市川西町字貞森一七七 二番一ほか一四六筆	二四八、七六七
熊野フアーマーズM 株式会社	安芸郡熊野町新宮 七丁目一二番四七 号	安芸郡熊野町新宮六丁目一 二二四八番一ほか六筆	二、八〇〇
木戸 菊雄	世羅郡世羅町青水 一〇番二二号	世羅郡世羅町大字青水字一 本松一五五番ほか二九筆	三二、五五九
農事組合法人うづと	世羅郡世羅町宇津 戸九六一番一号	世羅郡世羅町大字宇津戸字 袂石二二四五番一ほか一筆	九、六一四
農事組合法人穂MI NORI	世羅郡世羅町下津 田二三七〇番地	世羅郡世羅町大字下津田字 末麗一六二二番四ほか一九 筆	二六、二八一
農事組合法人ふるさと 重永	世羅郡世羅町重永 二四六七番地	世羅郡世羅町大字重永字宮 ヶ森一八六〇番一ほか一筆	四、〇四九
正迫 昌史	世羅郡世羅町中原 五五一番地	世羅郡世羅町大字中原字飛 那一八六番三	三、四九九
水野 誠	世羅郡世羅町青水 六二一番地	世羅郡世羅町大字青水字弁 城一五番ほか八筆	九、〇四一

二 縦覧場所

広島県農林水産局農業担い手支援課

三 縦覧期間

平成二十六年十月二十三日から平成二十六年十一月六日まで